

宮崎県はモーダルシフトを支援しています

令和3年度「広域物流網利用促進事業」の御案内

宮崎県内発着の海上定期航路又は貨物駅(裏面参照)を利用する貨物に対し、輸送した貨物の量に応じた額の補助を行います。

- ・対象貨物 : 新規貨物・増加貨物
(増加貨物とは、令和2年度及び令和元年度の平均輸送量を上回る部分の貨物のことです)
- ・申請者 : 「荷主」か「運送事業者」いずれかの単独申請
- ・対象期間 : 12か月間(令和4(2022年)年3月31日まで)
- ・補助額 : 対象期間中に輸送した貨物の量に応じた額

【補助単価表】

種類(規格)	単価
単車(全長8m以上)	8,000円
トレーラー(全長8m以上)	10,000円
海上コンテナ(40フィート)	10,000円
海上コンテナ(20フィート)	5,000円
鉄道コンテナ(20フィート)	5,000円
鉄道コンテナ(12フィート)	3,000円

※フェリー利用については宮崎港発貨物のみ対象

各種割増について

以下に当てはまる場合は、いずれも1.2倍に割増されます！

○大口割増

補助単価表で積算して得られた対象貨物の総額が、250万円以上の場合

○下り荷割増

宮崎県着の貨物の場合

○立地企業等割増

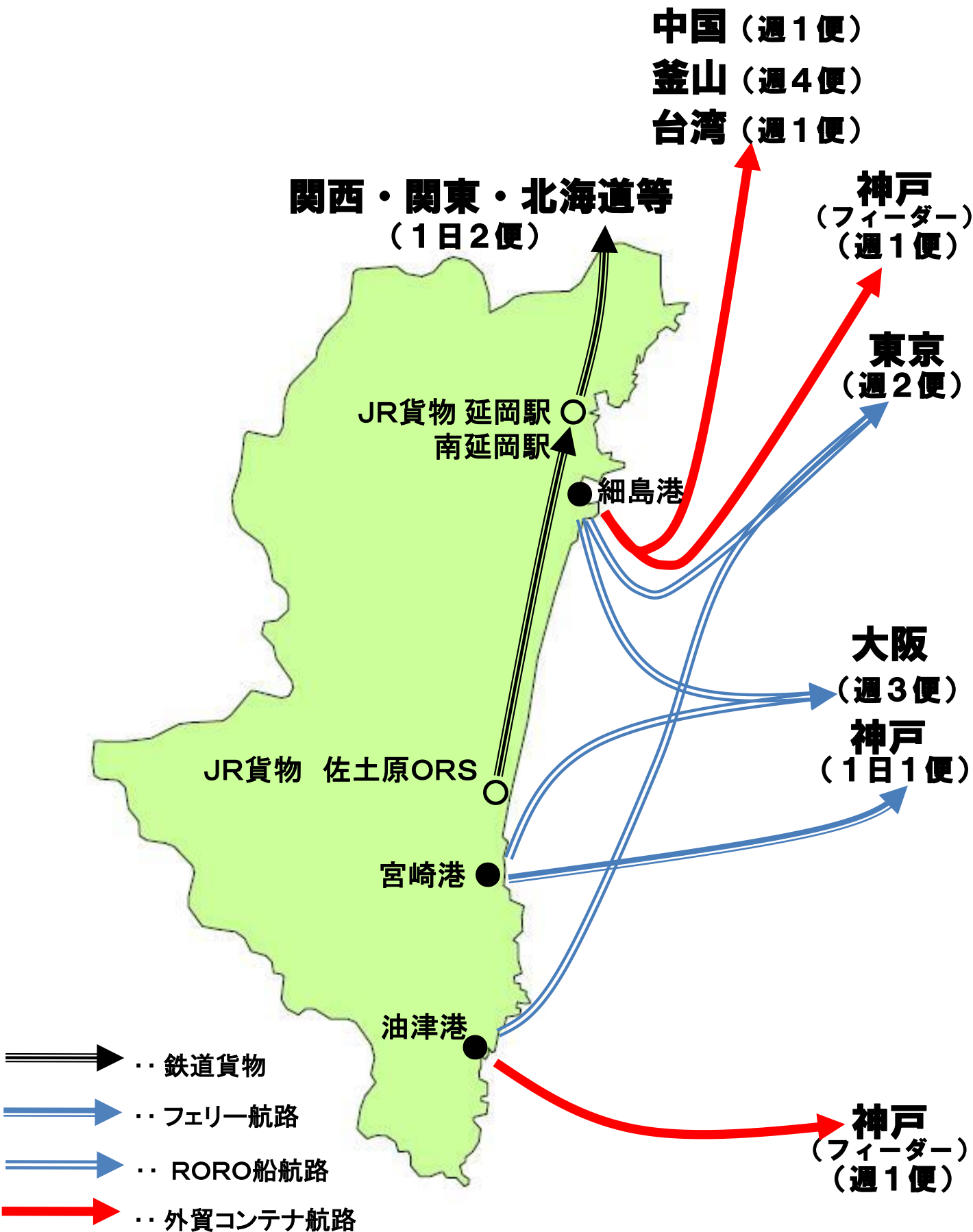
荷主が県の立地企業※や成長期待企業等に認定されている場合

※認定日(複数回認定されている場合は直近の認定日)の属する年度から10年以内

○ホワイト物流割増

申請者が「ホワイト物流」推進運動宣誓書に基づく取組を実施している場合

宮崎県の海上・鉄道輸送網



各輸送機関の連絡先等については宮崎県総合交通課(0985-26-7038)までお問い合わせください。